

A34

実践！ 拒絶理由通知対応（電気・機械）

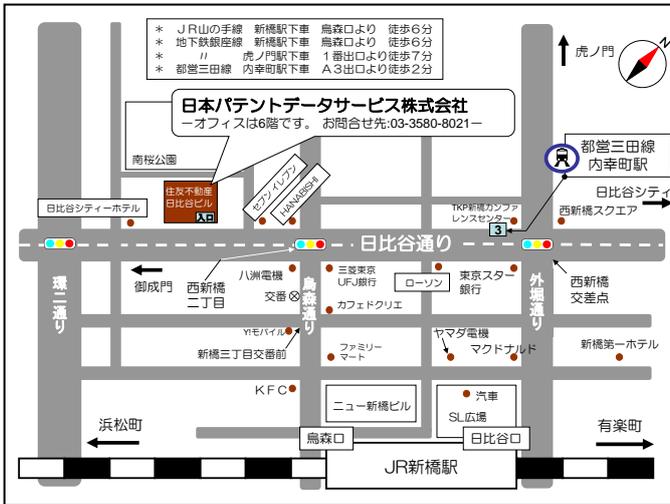
中級～

～拒絶理由通知の書き方から学ぶ中間処理～

拒絶理由通知書、補正書・意見書
発明原稿のまとめ方、説明の仕方

実習あり

特許庁の審査官の立場で拒絶理由通知書を書くと、審査官の考え方が理解でき、よりの確な中間処理対応ができると思いませんか？本セミナーは、現在、特許の新規出願、中間処理対応をしている特許担当者のための講座です。電気・機械分野の簡単な事例を用いて、実際に拒絶理由通知書、補正書、意見書を作成した後、グループディスカッション、講師からの講評を通じて、中間処理対応を究めることができます。講師は、元特許庁審査官ですので、審査官の立場で、発明や引例の捉え方から意見書の書き方までのノウハウを皆様にお伝えします。



講師：弁理士 関 和郎
特許業務法人第一国際特許事務所所長、
元 特許庁審査四部長
場所：日本パテントデータサービス(株) セミナ-室
東京都港区西新橋2-8-6
住友不動産日比谷ビル6F
TEL:03(3580)8021 FAX:03(5512)7810
時間：全3回コース(各回共 13:30~16:30)
受講料：30,000円(税別)
定員：24名(先着順申し込み)
日程：1回目：7月6日(金)
2回目：7月13日(金)
3回目：7月20日(金)

- 【申込締切】セミナー開催日の3営業日前までとさせていただきます。
- 【申込方法】FAXまたはeメールでお受けいたします。FAX: 03(5512)7810 メール: chizai-semi@jpds.co.jp
(受講票をメールまたはFAXにてお送り致します。5営業日以内に届かない節はご一報ください。)
- 【キャンセル】セミナー開催日前10日以降にキャンセルされた場合には、受講料を請求させていただきます。
但し、講師の都合などで急遽開催が見送られた場合には受領済みの受講料を返却させていただきます。

お申込日 年 月 日

「実践！ 拒絶理由通知対応（電気・機械）」申込書

日本パテントデータサービス株式会社 知財研修部 行 (FAX: 03-5512-7810)

会社名				部課名			
住所	〒						
TEL				FAX			
日程	□7月6日/13日/20日						
受講者氏名			所属			知財経験	□有(年)□無
E-mail							
受講者氏名			所属			知財経験	□有(年)□無
E-mail							
支払方法	□単独請求書・銀行振込 □当日現金 □合算請求(お取引コード:)						

備考：※弁理士の方は弁理士(登録)番号をご記載ください。(本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を全3回受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。)

【セミナースケジュール】 実践！ 拒絶理由通知対応（電気・機械）

1回目	
13:30	講師ご紹介
13:35	■拒絶理由通知書（進歩性違反）の書き方のポイント <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁審査官の審査のやり方、考え方 ・ 拒絶理由通知書の事例
15:00	休憩
15:10	■拒絶理由通知書の書き方演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例（出願案件、引例等）の説明 <p>◎宿題： 拒絶理由通知書（事前提出）</p>
16:20	質疑・応答
16:30	終了

2回目	
13:30	■拒絶理由通知書の書き方演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループディスカッション
15:00	休憩
15:10	■拒絶理由通知書の書き方演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各グループの発表と講評 ・ 事例の解説 ■補正書・意見書の書き方演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 演習内容の説明 <p>◎宿題： 補正書・意見書（事前提出）</p>
16:20	質疑・応答
16:30	終了

3回目	
13:30	■意見書・補正書の書き方演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループディスカッション
15:00	休憩
15:10	■意見書・補正書の書き方演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各グループの発表と講評 ・ 審査官からみた書き方のポイント <p>まとめ</p>
16:20	質疑・応答
16:30	終了

【備考】

- ・ 一部演習を伴います。
- ・ セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申出下さい。可能な限りお答えさせていただきます。